

学会等寄付の取扱いに関するガイドライン

1. はじめに

(一社)日本医療機器産業連合会は、学会等における医学・医療の進歩・発展のための研究・研修に対して、従来から支援・協力を行ってきました。そしてその1つである学会等の会合開催に係わる寄付を検討するうえで、会員企業各社に適正な学会等への寄付の在り方として参考いただくことを目的に、本「学会等寄付の取扱いに関するガイドライン」を作成しています。

このガイドラインについて、会員企業が医療機器業公正取引協議会の公正競争規約と合わせて参照し対応することで、学会等の学術性・公益性、寄付の妥当性・透明性等を従来以上に明確にし、拠出した寄付金が、医学・医療のさらなる進歩、発展に有効活用されるとともに、学会等・医療機器業界双方の社会的評価を向上させることをめざしてしています。

2. 行動指針

会員企業は、学会等の会合開催への寄付を行う際は、以下の通り行動する。

- ① 会員企業が学会等の会合開催に拠出する寄付は、医療機器産業の基盤を担う科学技術の振興を通じて人々の健康福祉の向上を図ることを目的として行う社会貢献活動の一環である。したがって、学会等関係者が所属する医療機関における自社製品の選択や購入等を目的として寄付を行うものではない。
- ② 会員企業は、学会等の会合開催に拠出する寄付が上記の目的に合致して適正に使用されるように学会等関係者に要請する
- ③ 会員企業は、募金者である学会等関係者に事業計画書及び収支予算書を含む募金趣意書等の提示を求めるとともに、寄付等の妥当性と透明性の観点から、事業終了後には事業報告書及び収支決算書等の開示を求める等、必要な要請を行う。
- ④ 会員企業は、学会等及びその関係者、医療機関等との関係の透明性を高めるため、自社で透明性に関する指針を策定し、学会等への寄付等の資金提供の情報について公開を行う。

3. 学会等開催にあたってのお願い事項

会員企業は、学会等の会合開催に係わる寄付に際して行動指針に基づき行動するにあたり、以下の事項を学会等にお願ひする。

- ① 学会等の会合開催・運営に要する費用は、学会等の主催者及び参加者が主体となって負担するものであり、我々事業者は、それを支援する立場にある。例えば、運営費の多くが事業者からの寄付等の資金で賄われる学会等は、前記主旨に反するため、その開催運営の費用は学会等の主催者及び参加者が主体となり負担いただくようお願いする。
- ② 募金活動の対象は、医療機器業界に限定することなく幅広く実施するようお願いする
- ③ 募金に当たっては、学会等の会合開催に先立って、十分な時間的余裕を持って募金趣意書の提示をお願いする。
- ④ 募金趣意書は、学会等の会合開催の様態が明らかになるよう事業計画書及び積算した内訳を含む収支予算書及び前期決算報告書等の添付をお願いする。
- ⑤ 収支予算書において、当該年度に新たに追加発生する余剰金額が、寄付募集金額を上回る場合は、当該学会等における寄付募集の必要性について、再考いただくようお願いする。
- ⑥ 寄付等の透明性の観点から、学会等会合の期間中に配付されるプログラムや抄録等に、学会等の開催費用の一部を拠出した企業名の記載をお願いする
- ⑦ 学会等会合の事業終了後、次回の学会等の募金を開始するまでの期間中に、事業報告書及び決算報告書の開示をお願いする。決算報告書は、予算書と対比して作成し、予算額と決算額に大幅な乖離が生じた事項については、その理由の記載をお願いする。
- ⑧ 決算報告書には、会計の責任者名を記載いただくようお願いする。
- ⑨ 学会等の会合開催に伴う懇親会等の費用や参加者の旅費等の費用は、参加者自身または主催者学会等で負担いただき、寄付金は、研究活動としての学術集会や研修など、学会等本来の目的に合致した活動のための使用をお願いする。
- ⑩ 学会等会合の会期中またはその前後の日程で実施される学会共催のセミナー等は、学会等とは関連なく実施されることが明らかなものを除き、その収支を学会等予算書等への計上をお願いする。
- ⑪ 決算の結果、余剰金が生じた場合には、その中に寄付金が含まれている可能性があるため、その余剰金の取扱いを明らかにして、決算報告書等に記載するようお願いする。

以上

2006年9月14日制定

2025年3月13日改定